

# 懲戒処分等基準

令和2年6月1日

池田市

# 目 次

## I 総則の部

1	目的および範囲	1
2	懲戒権者の責務等	1
3	懲戒処分等の種別	1
4	免職適用の基準	1
5	停職適用の基準	2
6	減給適用の基準	2
7	戒告適用の基準	2
8	嚴重注意適用の基準	2
9	注意適用の基準	2
10	規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の基準	2
11	教唆者等の取扱い	2
12	懲戒処分等の加重等	2
13	懲戒処分等の減免	3
14	標準例以外の規律違反に対する処分	4

## II 懲戒処分基準の部

1	一般服務関係	
(1)	欠勤	5
(2)	遅刻・早退	5
(3)	休暇の虚偽申請	5
(4)	勤務態度不良	5
(5)	職場内秩序を乱す行為	5
(6)	虚偽報告	5

(7) 違法な職員団体活動	5
(8) 秘密漏えい	5
(9) 政治的目的を有する文書の配布	6
(10) 兼業の承認を得る手続のけ怠	6
(11) 入札談合等に関与する行為	6
(12) 個人の秘密情報の目的外収集	6
(13) 公文書の不適正な取扱い	6
(14) セクシュアル・ハラスメント	6
(15) パワー・ハラスメント	7

## 2 公金官物取扱い関係

(1) 横領	8
(2) 窃取	8
(3) 詐欺	8
(4) 紛失	8
(5) 盗難	8
(6) 官物損壊	8
(7) 失火	8
(8) 諸給与の違法支払・不適正受給	8
(9) 公金官物処理不適正	8
(10) コンピュータの不適正使用	8

## 3 公務外非行関係

(1) 放火	9
(2) 殺人	9
(3) 傷害	9
(4) 暴行・けんか	9
(5) 器物損壊	9
(6) 横領	9

(7) 窃盗・強盗	・ ・ ・ ・ ・ 9
(8) 詐欺・恐喝	・ ・ ・ ・ ・ 9
(9) 賭博	・ ・ ・ ・ ・ 9
(10) 麻薬等の所持等	・ ・ ・ ・ ・ 9
(11) 酩酊による粗野な言動等	・ ・ ・ ・ ・ 9
(12) 淫行	・ ・ ・ ・ ・ 9
(13) 痴漢行為	・ ・ ・ ・ ・ 9
(14) 盗撮行為	・ ・ ・ ・ ・ 9

#### 4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転	・ ・ ・ ・ ・ 10
(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）	10
(3) 飲酒運転以外の交通法規違反	・ ・ ・ ・ ・ 10

#### 5 監督責任関係

(1) 指導監督不適正	・ ・ ・ ・ ・ 11
(2) 非行の隠ぺい、黙認	・ ・ ・ ・ ・ 11

# I 総 則 の 部

## 1 目的および範囲

本懲戒処分基準は、池田市に勤務する職員等の規律違反に対する懲戒処分、嚴重注意、注意（以下「懲戒処分等」という。）の実施に関し、懲戒処分等の種別及び程度を決定するために必要な基準を定めたものである。

## 2 懲戒権者の責務等

懲戒処分等を行うにあたっては、懲戒処分の本旨に鑑み、いたずらに本基準を形式的、機械的に適用することなく、事実の真相を明らかにして実体に即した検討を行い、違反者の内省自戒に留意し、かつ個人の基本的人権を侵害しないように留意し、処分の適正を期さなければならない。

具体的な処分量定の決定にあたっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

## 3 懲戒処分等の種別

懲戒処分等の種別は、免職、停職、減給、戒告、嚴重注意及び注意とする。

## 4 免職適用の基準

免職は、職員が職務の遂行上得に重大な影響を及ぼす規律違反、特に悪質な刑事犯に該当する規律違反等池田市に著しい不利益を与える規律違反を行った場合に適用する。

## 5 停職適用の基準

停職は、免職には該当しないが職員が職務の遂行上の重大な影響を及ぼす規律違反、又は悪質な刑事犯に該当する規律違反を行った場合に適用する。

## 6 減給適用の基準

減給は、停職以上には該当しないが比較的重大な規律違反を行った場合に適用する。

## 7 戒告適用の基準

戒告は、減給以上には該当しないが比較的軽微な規律違反を行った場合に適用する。

## 8 嚴重注意適用の基準

嚴重注意は、職員等が懲戒処分を行うまでには至らない程度の軽微な規律違反を行った場合に適用する。

## 9 注意適用の基準

注意は、嚴重注意を行うまでには至らないが不問に付すことも適當でない極めて軽微な規律違反を行った者に対して適用する。

## 10 規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の基準

規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の基準は、「Ⅱ懲戒処分基準の部」のとおりとす。

## 11 教唆者等の取扱い

規律違反を教唆し、煽動し、又は幫助したものに対する懲戒処分等は、規律違反を行った者に対する懲戒処分に準じて処分を行う。

## 12 懲戒処分等の加重等

(1) 規律違反の動機、手段又は方法が極めて悪質な場合は、懲戒処分を加重

する。

- (2) 規律違反を行った者が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高い場合は、懲戒処分等を加重する。
- (3) 規律違反の公務内外に及ぼす影響が特に大きい場合は、懲戒処分等を加重する。
- (4) 既往処分等が、戒告以上のものについては1年、嚴重注意については6月の期間において規律違反を重ねた場合は、懲戒処分等を加重することができる。
- (5) 2以上の規律違反を行った者に対して、同時に懲戒処分を行う場合は、その最も重い規律違反についての処分基準に他の規律違反についての処分基準を加味するものとし、単に全部を合算しない。
- (6) 一つの行為が数種の規律違反に該当し、又は規律違反の手段もしくは結果が他の規律違反に該当する場合の懲戒処分は、その最も重い規律違反についての処分基準を適用して行う。

### 1.3 懲戒処分等の減免

- (1) 規律違反となるべき行為が、次の一に該当する場合は懲戒処分は行わない。
  - ア 天災地変等不可抗力による場合
  - イ 正当防衛の場合
  - ウ 緊急避難のときで、職員としての義務に違反しない場合
  - エ 心神喪失中の場合
- (2) 規律違反者が、次の一に該当する場合は、情状を酌量し懲戒処分等を軽減することができる。
  - ア 極めて困難な任務遂行中の場合
  - イ 過剰防衛又は過剰避難の場合
  - ウ 心神耗弱中の場合（本人の責に帰すべき理由があるときを除く。）
  - エ 平素の勤務態度が優良な場合
  - オ 規律違反者が発覚する前に自主的に申し出た場合
  - カ 改悛の情が顕著である場合

キ 未遂の場合

ク その他軽減すべき相当の理由がある場合

#### 1.4 標準例（懲戒処分等基準の部）以外の規律違反に対する処分

標準例（懲戒処分等基準の部）に掲げられていない非違行為についても懲戒処分の対象となりえるものであり、これらについては標準例を参考として判断する。

懲戒処分等の種別及び程度を決定するにあたっては、違反態様、違反行為の原因、動機、状況、結果等を考慮し、さらに当該職員等の行為前後の態度、懲戒処分等の処分歴、社会的環境、選択する処分の部内外に及ぼす影響等を考慮して池田市の規律維持の観点から公正かつ相当と判断される処分を決定しなければならない。



## Ⅱ 懲戒処分基準の部

### 1 一般服務関係

違反態様		処分基準	適用基準
(1) 欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合	減給又は戒告	
	イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合	停職又は減給	
	ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合	免職又は停職	
(2) 遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合	戒告	
(3) 休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合	減給又は戒告	
(4) 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告	
(5) 職場内秩序を乱す行為	ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合	停職又は減給	
	イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合	減給又は戒告	
(6) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	減給又は戒告	
(7) 違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合	減給又は戒告	
	イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	免職又は停職	
(8) 秘密漏えい	ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	免職又は停職	この場合において自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 「免職」
	イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒告	

(9) 政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合	戒告	
(10) 兼業の承認等を得る手続の怠り	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続き又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った場合	減給又は戒告	
(11) 入札談合等に関する行為	国が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合	免職又は停職	
(12) 個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合	減給又は戒告	
(13) 公文書の不適正な取扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合	免職又は停職	
	イ 決裁文書を改ざんした場合	免職又は停職	
	ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒告	
(14) セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職	
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した場合	停職又は減給	この場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 「免職又は停職」
	ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告	

(15) パワー・ハラスメント	ア パワー・ハラスメント（池田市職員ハラスメント防止指針に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合	停職、減給又は戒告	
	イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合	停職又は減給	
	ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職、停職又は減給	

## 2 公金物品取扱い関係

違 反 態 様		処分基準	適用基準
(1) 横領	公金又は物品を横領した場合	免職	
(2) 窃取	公金又は物品を窃取した場合	免職	
(3) 詐取	人を欺いて公金又は物品を交付させた場合	免職	
(4) 紛失	公金又は物品を紛失した場合	戒告	
(5) 盗難	重大な過失により公金又は物品の盗難に遭った場合	戒告	
(6) 物品損壊	故意に職場において物品を損壊した場合	減給又は戒告	
(7) 失火	過失により職場において出火を引き起こした場合	戒告	
(8) 諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合	減給又は戒告	
(9) 公金物品処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は物品の不適正な処理をした場合	減給又は戒告	
(10) コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告	

### 3 公務外非行関係

違 反 態 様		処分基準	適用基準
(1) 放火	放火をした場合	免職	
(2) 殺人	人を殺した場合	免職	
(3) 傷害	人の身体を傷害した場合	停職又は減給	
(4) 暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合	減給又は戒告	
(5) 器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合	減給又は戒告	
(6) 横領	ア 自己の占有する他人の物を横領した場合	免職又は停職	
	イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合	減給又は戒告	
(7) 窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した場合	免職又は停職	
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職	
(8) 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	免職又は停職	
(9) 賭博	ア 賭博をした場合	減給又は戒告	
	イ 常習として賭博をした場合	停職	
(10) 麻薬等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした場合	免職	
(11) 酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合	減給又は戒告	
(12) 淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職又は停職	
(13) 痴漢行為	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合	停職又は減給	
(14) 盗撮行為	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	停職又は減給	

#### 4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

違 反 態 様		処分基準	適用基準
(1) 飲酒運転	ア 酒酔い運転をした場合	免職又は停職	この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた場合 「免 職」
	イ 酒気帯び運転をした場合	免職、停職又は減給	この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた場合 「免職又は停職」 事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合 「免 職」
	ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らながら当該職員が運転する車両に同乗した場合 (飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮する)	免職、停職、減給又は戒告	
(2) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	免職、停職又は減給	この場合において措置義務違反をした場合 「免職又は停職」
	イ 人に傷害を負わせた場合	減給又は戒告	この場合において措置義務違反をした場合 「停職又は減給」
(3) 飲酒運転以外の交通法規違反	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合	停職、減給又は戒告	この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした場合 「停職又は減給」
(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。			

## 5 監督責任関係

違 反 態 様		処分基準	適用基準
(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合	減給又は戒告	
(2) 非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合	停職又は減給	